

令和 2 年度

県 税 決 算 の 概 要

企 企 税	画 画	県 財 務	民 政	部 局 課
-------------	--------	-------------	--------	-------------

< 目 次 >

1 決 算 額	1
2 徴収歩合の状況	2
3 収入未済額の状況	3
4 主な税目の調定徴収状況	5
5 令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症対策 . . .	1 1
6 令和 3 年度の税收確保対策等	1 3
(参考資料)	
令和 2 年度県税決算額	1 8

令和2年度の県税決算の概要について

1 決算額

- ・県税収入全体では、地方消費税の税率引上(R元10月～)により、前年度から111億円増収となる7,223億円となったが、税率引上分を除くと6,820億円となり、255億円の減収となった。
- ・特別法人事業譲与税を含めた全体では、前年度から59億円の増収となる8,010億円となったが、地方消費税率引上分を除くと7,608億円となり、306億円の減収となった。

(単位:百万円、%)

税 目	R2		R1		対前年度 増 減 額 ①－②	対前年度伸率 ①／②
	決算額①	構成比	決算額②	構成比		
地方消費税(清算後)	221,832	30.7	195,037	27.4	26,795	113.7
R元税率引上分除き	181,598	25.1	191,364	26.9	▲ 9,766	94.9
個 人 県 民 税	211,216	29.2	205,396	28.9	5,820	102.8
法 人 関 係 税	152,664	21.2	168,865	23.8	▲ 16,201	90.4
事 業 税	137,085	19.0	146,110	20.6	▲ 9,025	93.8
県 民 税	15,579	2.2	22,755	3.2	▲ 7,176	68.5
自 動 車 税	60,886	8.4	61,348	8.6	▲ 462	99.2
軽 油 引 取 税	39,048	5.4	39,774	5.6	▲ 726	98.2
不 動 産 取 得 税	15,072	2.1	16,890	2.4	▲ 1,818	89.2
個 人 事 業 税	7,502	1.0	7,360	1.0	142	101.9
県 た ば こ 税	5,109	0.7	5,259	0.7	▲ 150	97.2
自動車税環境性能割	3,954	0.6	1,940	0.3	2,014	203.8
(～R1)自動車取得税	0	0.0	4,261	0.6	▲ 4,261	皆減
ゴ ル フ 場 利 用 税	3,260	0.5	3,493	0.5	▲ 233	93.3
県 民 税 利 子 割	1,681	0.2	1,527	0.2	154	110.1
そ の 他	45	0.0	48	0.0	▲ 3	95.8
合 計	722,269	100.0	711,198	100.0	11,071	101.6
R元税率引上分除き	682,035	—	707,525	—	▲ 25,490	96.4
特別法人事業譲与税	78,770	—	83,921	—	▲ 5,151	93.9
合 計(再計)	801,039	100.0	795,119	100.0	5,920	100.7
R元税率引上分除き	760,805	—	791,446	—	▲ 30,641	96.1
法 人 関 係 税 十 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	231,434	28.9	252,786	31.8	▲ 21,352	91.6

(注1) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

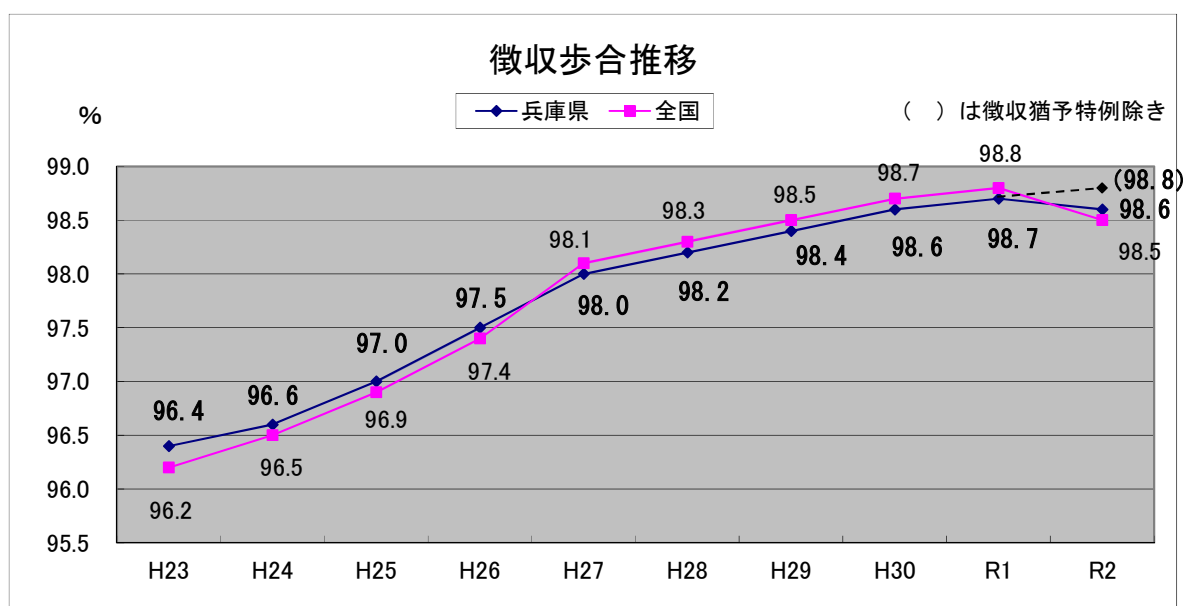
(注2) 自動車税は自動車税環境性能割を除く(以下同様)。

(注3) 特別法人事業譲与税のR1欄は地方法人特別譲与税である。

2 徴収歩合の状況

・行財政運営方針で全国平均を上回る徴収歩合を目標として、兵庫県税収強化対策本部を設置し、現年課税分の早期納税の促進や差押の実施などの税収強化に取り組んだ結果、県税全体の徴収歩合は、全国平均(98.5%)を0.1ポイント上回る98.6%となった。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴い、年度末時点で19億円を特例的に徴収猶予しているため、県税全体の徴収歩合は、昨年度を0.1ポイント下回る98.6%となったが、徴収猶予特例除きでは昨年度を0.1ポイント上回る98.8%となった。

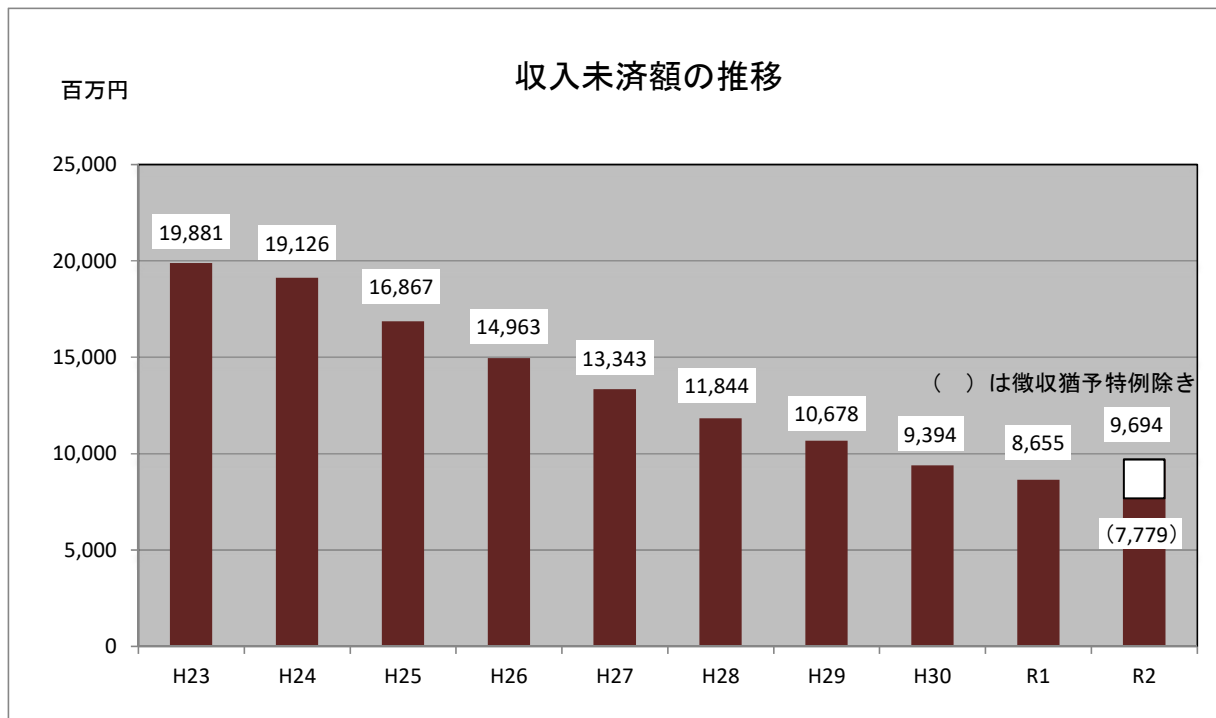


(単位: %)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対前年度増減
(徴収猶予特例除き) 県税合計	96.4	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	98.6	(0.1) ▲ 0.1
主な税目	個人県民税	93.2	93.2	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.5	(96.9) 96.9	(0.4) 0.4
	法人関係税	99.2	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	(99.6) 98.7	(▲ 0.1) ▲ 1.0
	自動車税	96.0	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	(99.1) 99.0	(0.2) 0.1
	軽油引取税	99.4	99.6	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	98.7	(99.7) 99.7	(1.0) 1.0
	不動産取得税	88.8	91.8	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	(98.0) 96.5	(0.3) ▲ 1.2
	個人事業税	91.0	92.6	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	(97.9) 97.7	(0.2) 0.0
(参考) 全国平均	96.2	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5	▲ 0.3

3 収入未済額の状況

- 収入未済額は、令和元年度実績87億円からの更なる縮減を目標に税収確保に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症に伴い、年度末時点で19億円を特例的に徴収猶予しているため、前年度から10億円増加して97億円となった（徴収猶予特例除きでは、前年度から9億円減少して78億円）。



(単位: 百万円)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	対前年度増減
(徴収猶予特例除き) 県税合計		19,881	19,126	16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	8,655	(7,779) 9,694	(▲ 876) 1,039
主な税目	個人県民税	14,377	14,660	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	6,802	(6,153) 6,302	(▲ 649) ▲500
	自動車税	2,343	1,997	1,680	1,344	1,121	948	832	718	647	(519) 544	(▲ 128) ▲103
	不動産取得税	1,601	1,273	874	726	627	504	401	577	361	(284) 521	(▲ 77) 160
	法人関係税	746	604	475	443	388	316	282	195	391	(570) 2,007	(179) 1,616
	軽油引取税	217	139	273	233	218	102	102	101	303	(101) 101	(▲ 202) ▲202
	その他の税	597	453	362	276	228	195	158	151	151	(152) 219	(1) 68
	(参考) 法定徴収猶予分・個人県民税を除く収入未済額	5,249	4,292	3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	1,624	3,374	1,750
(参 考) 全 国		517,273	468,333	418,239	370,256	319,544	276,523	237,378	213,922	202,405	271,586	69,181

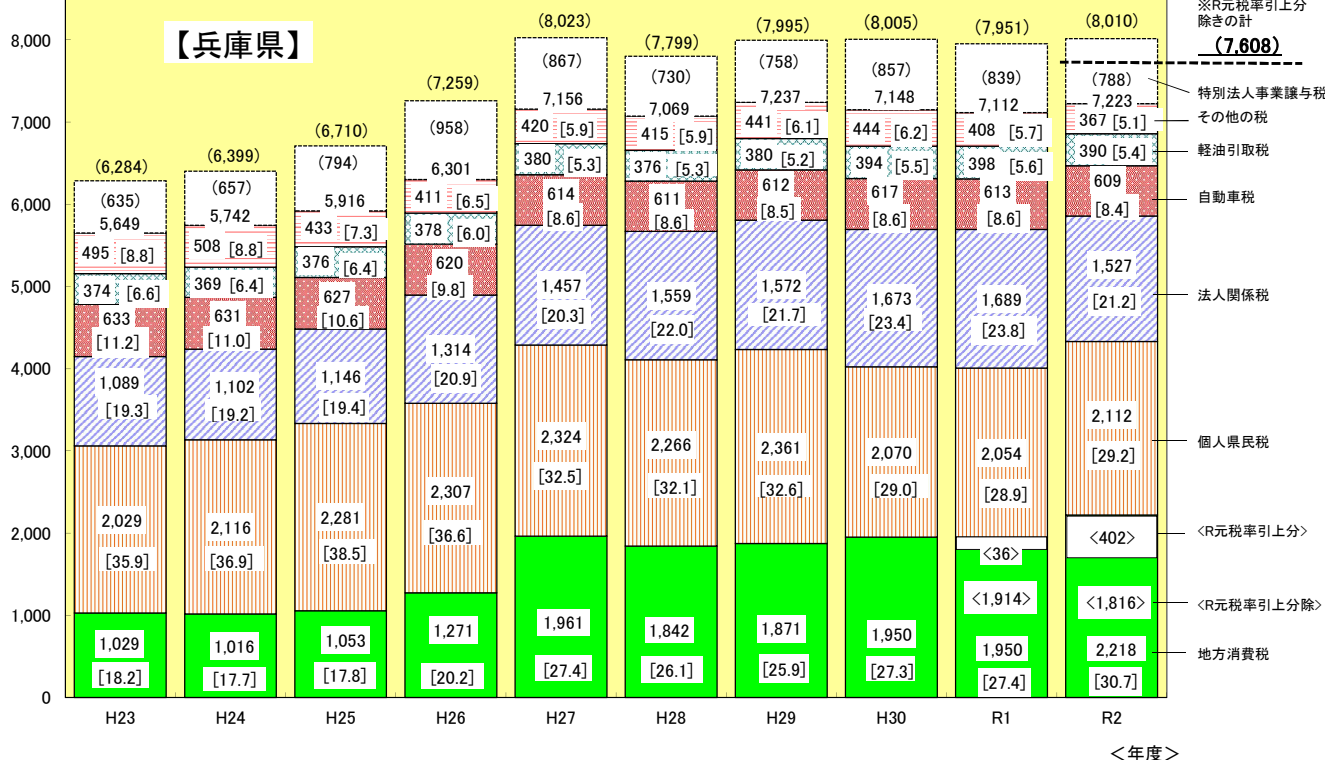
[決算額の推移]

<億円>

9,000

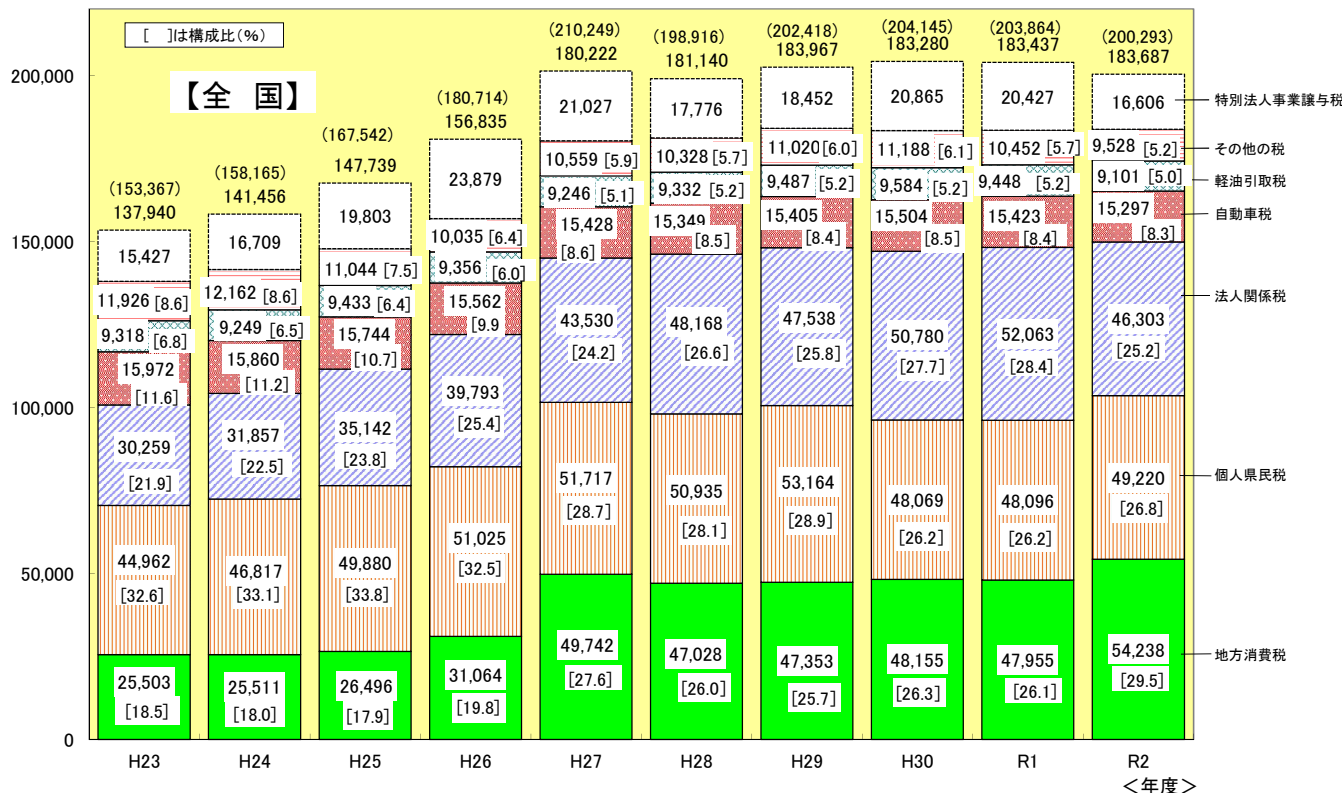
[]は構成比(%)

【兵庫県】



※ 兵庫県の地方消費税は清算後の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

<億円>



※ 全国の地方消費税は清算前の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

4 主な税目の調定徴収状況

(1) 地方消費税

税率引上（R元10月～）による増収効果が通年となった（R元：3,673百万円→R2：40,234百万円（+36,561百万円））ことから、前年度を上回るものの、税率引上分を除くと、前年度を下回る。

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
地方消費税 （清算後）	221,832	221,832	100.0	113.7	113.7
R元税率引上 による増収分	40,234	40,234	100.0	1095.5	1095.5
上記除き	181,598	181,598	100.0	94.9	94.9

※地方消費税は各取引時に税が課されるが最終的な税負担者は最後の消費者となる。このため、最後の消費者が属する都道府県に税収を帰属させる必要があり、消費に関連した基準を用いて各都道府県に再配分する清算制度が設けられている。

（参考）地方消費税（清算前）

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
譲 渡 割	107,246	107,246	100.0	103.4	103.4
貨 物 割	101,524	101,524	100.0	111.9	111.9
合 計	208,770	208,770	100.0	107.4	107.4

(2) 個人県民税

配当割が減収となったものの、株価高騰や株式取引額の増加により株式等譲渡所得割が約2倍の伸びとなったことから、前年度を上回る。

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人県民税	218,030	211,216	96.9	102.4	102.8
均等割・所得割	197,964	191,150	96.6	100.4	100.7
配当割	9,311	9,311	100.0	92.0	92.0
株式等譲渡所得割	10,755	10,755	100.0	196.8	196.8

（※均等割・所得割は市町で賦課・徴収を行っている。）

（参考）均等割・所得割の現年調定額

区 分	課 税 人 員		調 定 額		1人当たり税額	
	(人)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(円)	対前年度比(%)
特別徴収	2,143,261	101.8	152,524	101.3	71,164	99.5
普通徴収	573,200	100.7	38,550	99.1	67,255	98.4
合 計	2,716,461	101.6	191,074	100.8	70,339	99.3

(3) 法人関係税

新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化に加え、法人県民税の税率引下げ（標準税率：3.2%→1.0%）により、前年度を下回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	138,921	137,085	98.7	94.9	93.8
法人県民税	15,821	15,579	98.5	69.2	68.5
合 計	154,742	152,664	98.7	91.4	90.4

（参考1）

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人関係税	154,742	152,664	98.7	91.4	90.4
特別法人事業譲与税	78,770	78,770	100.0	93.9	93.9
計	233,512	231,434	99.1	92.2	91.6

（参考2）

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	138,921	137,085	98.7	94.9	93.8
特別法人事業税※	53,922	53,161	98.6	87.7	86.6
計	192,843	190,246	98.7	92.7	91.7

※地方法人特別税を含む。

（業種別の現年調定額の対前年度比）

・製造業（88.9%）

14業種のうち12業種が減収となり前年度を下回る。

＜増収となった主な業種＞

紙（110.1%）

紙が海外パルプ販売の市況高により、前年度を上回った。

＜減収となった業種＞

鉄鋼（57.2%）、電機（85.9%）、化学（90.0%）

鉄鋼は米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産量の減少、電機は設備投資等の需要停滞や新車販売減速による自動車機器事業での需要減少等により、前年度を下回った。

・非製造業（98.0%）

12業種のうち8業種が減収となり、前年度を下回る。

＜増収となった主な業種＞

運輸通信（107.6%）、証券（103.1%）

運輸通信は運輸関連は苦戦するものの通信の好調により、証券は海外での金利低下を捉えたオペレーション等により、前年度を上回った。

＜減収となった業種＞

サービス（95.3%）、小売（96.6%）、金融（95.2%）

物品販売等の減少によりサービス、小売、円高で外国為替関係損失を計上した金融等で前年度を下回った。

(4) 自動車税（環境性能割を除く）

課税台数は微増（100.1％）したものの、令和元年10月以降の税率引下げ影響等により、1台当たり税額が低下したことから、前年度を下回る。

（※自動車税は令和元年10月から自動車税種別割に名称が変更されている。）

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税	61,481	60,886	99.0	99.1	99.2

〔課税状況〕

（単位：台、％）

（課税台数内訳）

（単位：台、％）

区 分	台数等	対前年度比
登録台数	1,780,772	100.0
非課税等台数	105,427	98.0
課税台数	1,675,345	100.1
1台当たり税額	36,318円	99.1

区 分	台 数	対前年度比
小型乗用車	1,144,109	100.6
普通乗用車	302,205	97.9
トラック等	229,031	101.0
合 計	1,675,345	100.1

〔令和元年度税制改正影響 △512百万円（対前年度比294.8％）〕

令和元年10月以後に新規登録の自家用乗用車は税率引下げ（39,500→36,000円等）

（グリーン化に関する状況）

（単位：％）

区分	台 数	対前年度比	調定額	対前年度比
軽課	48,113台	94.0	△1,261百万円	90.6
重課	333,474台	99.8	1,697百万円	100.0
合計	381,587台	99.0	436百万円	142.8

(5) 自動車税環境性能割

令和元年10月に創設された自動車税環境性能割は、令和2年度は通年での課税（前年度は半年間）となったことから、課税台数が倍増し、前年度を大きく上回る。

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税環境性能割	3,954	3,954	100.0	203.8	203.8

（現年調定額等と対前年度比）

（単位：％）

区 分	調定額		課税台数		1台当たり税額	
新車	3,534百万円	202.3	63,267台	189.7	55,853円	106.6
中古車	420百万円	216.8	15,221台	218.5	27,615円	99.2
計	3,954百万円	203.8	78,488台	194.7	50,377円	104.7

令和元年度					
4月			10月		
自動車取得税			自動車税環境性能割		
区 分	調定額	課税台数	区 分	調定額	課税台数
普通自動車	3,611 百万円	54,221 台	普通自動車	1,940 百万円	40,313 台
軽自動車	650 百万円	36,159 台	軽自動車※	0 百万円	0 台
計	4,261 百万円	90,380 台	計	1,940 百万円	40,313 台
			※自動車取得税軽自動車分は、新たに市町村税として軽自動車税環境性能割が課税されている（当分の間、県が賦課徴収し、市町に払込み）		

令和 2 年 度		
4月		3月
自動車税環境性能割		
区 分	調 定 額	課 税 台 数
普通自動車	3, 954 百万円	78, 488 台

（６）軽油引取税

納入数量が減少（96.1％）し、課税対象とならない引取数量等を除いた課税標準量も減少（96.6％）したことから、前年度を下回る。

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
軽油引取税	39,149	39,048	99.7	97.1	98.2

（課税標準量の対前年度比） 1,210千kl（96.6％）

(7) 不動産取得税

新型コロナウイルス感染症の影響による工期の遅れ等により家屋の新築分が減少したことに加え、所有権移転分、土地も減少し、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
不動産取得税	15,625	15,072	96.5	90.4	89.2

(現年調定額と対前年度比) (単位：百万円、%)

区 分		調定額	対前年度比
家 屋	新 築	5,640	97.1
	移 転	4,298	88.4
	小 計	9,938	93.1
土 地		5,362	88.5
合 計		15,300	91.5

(8) 個人事業税

税収の中で最も割合の大きい不動産貸付業や物品販売業は前年度を下回るものの、請負業等が伸び、全体としても前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人事業税	7,681	7,502	97.7	102.0	101.9

(主な業種の現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年度比	構成比
不 動 産 貸 付 業	2,785	99.2	37.0
請 負 業	1,655	110.3	22.0
物 品 販 売 業	424	90.0	5.6
税 理 士 業	348	100.5	4.6
製 造 業	291	100.1	3.9
そ の 他	2,030	103.4	26.9
計	7,533	102.1	100.0

(9) 県たばこ税

令和2年10月から税率が引上げられた（930円→1,000円（1,000本当たり））ものの、課税本数が減少（93.7%）し、前年度を下回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県たばこ税	5,109	5,109	100.0	97.2	97.2

（課税本数） 5,325百万本（93.7%）手持品課税分を除く

(10) ゴルフ場利用税

緊急事態宣言発令に伴う年度前半の利用者数の落込みが影響し、課税人員が減少したことに加え、1人当たり課税額も減少したため、前年度を下回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
ゴルフ場利用税	3,306	3,260	98.6	94.6	93.3

（課税人員等と対前年度比）

（単位：%）

区 分	人 員 ・ 税 額	対前年度比
課税人員	5,129千人	97.3
1人当たり課税額	644円	97.1

（非課税人員）1,306千人（93.8%）（ゴルフ場数）161か所（±0か所）

(11) 県民税利子割

銀行等預金利子において、集中満期による郵便貯金利子の増加影響が見られることから、前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県民税利子割	1,688	1,681	99.6	110.5	110.1

（現年調定額と対前年度比等）

（単位：百万円、%）

区 分	調定額	対前年比
銀行等預金利子	1,368	112.3
公社債利子等	320	103.2
計	1,688	110.5

5 令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策

(1) 申告・納付期限の延長

① 個人の県民税・事業税に係る申告期限の延長

国の所得税申告期限延長に合わせ、個人の県民税・事業税についても、令和3年3月15日の申告期限を4月15日まで延長（4月16日以降においても、期限までに申告できないと認められる場合には、さらに期限を延長）。

② 法人の県民税・事業税に係る申告納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、申告納付期限を延長。

(2) 適用要件の弾力化・適用期限の延長等

① 住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充（個人県民税）

控除期間の特例（10年間→13年間）の対象となる入居期限（令和2年12月末）について、新型コロナウイルス感染症の影響により同期限までに入居できなかった場合には、一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行うことを要件に、入居期限を令和4年12月末まで延長。

また、対象面積についても、所得1,000万円以下の者については、50㎡以上から40㎡以上に要件を緩和。

② 耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の特例措置の適用要件の弾力化（不動産取得税）

耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、耐震改修工事を終了し入居した場合に適用される不動産取得税の減額について、新型コロナウイルス感染症の影響により同期限内に耐震改修を終了し入居ができない場合には、一定の期日までに耐震改修工事請負契約を行い、工事終了後6月以内（令和3年度末まで）に入居したときにも、減額措置を適用。

③ 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した場合に税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を、当初の令和2年9月末までから令和3年12月末まで延長。

④ 中止等されたイベントに係る入場料等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の適用（個人県民税）

寄附金控除対象となる文化芸術・スポーツ行事の中止等により入場料金等払戻請求権が生じた場合で、令和3年12月末までに同請求権を放棄したときは、同請求権の価額（上限20万円）の寄附金額を個人県民税額から控除。

(3) 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者の営む事業についてやむを得ず休廃業する等し、一時に納税することが困難な場合、法令の要件を満たすことで原則として1年以内の期間に限り、納税を猶予（猶予期間中の延滞金は全額又は一部免除）。

(4) 県税関係手続における感染症拡大防止対策

① 納税方法の多様化

金融機関や県税事務所の窓口混雑等の軽減のため、クレジットカード納税や昨年11月から導入したスマートフォン決済アプリでの納税方法を周知・広報。

【納税方法】

(窓口)

- ・金融機関（含むATM）や県税事務所窓口
- ・コンビニエンスストア窓口
- ・口座振替（初度登録時のみ窓口）

(パソコン、スマホ)

- ・クレジットカード（県の専用サイトから納税）
- ・インターネットバンキング（各個人等のインターネットバンキングサイトから納税）
- ・eL T A X（地方税共通納税システム）（左記サイトから納税）
- ・スマートフォン決済アプリ（LINE Pay、PayPay等のアプリから納税）

② 自動車税種別割の障害者減免申請手続の緩和

障害者減免（新規分）の申請に係る手続きについて、県税事務所の窓口混雑、接触機会の軽減のため、申請期限を5月31日（納期限）から6月30日まで延長。

③ 自動車税種別割の抹消登録等の弾力的な取扱

運輸支局の窓口混雑、接触機会の軽減のため、令和3年4月以降の抹消・移転登録であっても、3月中の抹消・移転が確認でき、かつ事由発生から15日以内の登録手続である場合には、3月中の抹消登録等として取り扱う（令和3年4月1日時点の登録者に対して課税するため）。

④ 県税関係手続での押印廃止

県税の申告・申請や納税証明書交付請求手続等での押印を廃止し、押印に代わる本人確認手段として、連絡先記入欄（住所、電話番号、電子メールアドレス（任意））を追加。

6 令和3年度の税収確保対策等

(1) 税収確保対策

① 取組方針

行財政運営方針に基づき、全国平均を上回る徴収歩合を達成するとともに、収入未済額をさらに縮減するため、全県及び県民局・県民センター(県税事務所)に税収強化対策本部を設置し、税収確保対策に取り組む。毎月、対策本部会議を開催し、進行管理の徹底を図る。

なお、取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により資力が低下した納税者等に対して、十分に配慮する。

【徴収歩合】

(単位：％)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
(猶予特例除き)								(98.8)	
本 県①	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	98.6	98.9
全 国②	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5	
差 (①－②)	+0.1	+0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	+0.1	

※令和3年度の本県は当初予算

【収入未済額】

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R2－R1
(猶予特例除き)					(7,779)	(▲876)
県税合計	11,844	10,678	9,394	8,655	9,694	1,039

② 主な対策

ア 個人県民税の滞納対策の強化

(ア) 市町の徴収対策等への支援

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援

<支援内容>

- ・ 市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施
- ・ 地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実
- ・ 全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別指導を実施するなど、助言・指導の強化

(イ) 特別徴収の推進

平成30年度から開始した全ての事業者を対象とした特別徴収義務者の一斉指定について、県内市町と連携しながら、新規事業者や関係団体への周知・理解促進に取り組むほか、滞納があった場合の滞納処分の実施等、引き続き制度の適切な運用に努める

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R2-R1
特別徴収実施率	81.2%	82.4%	86.3%	86.7%	87.0%	+0.3%

(ウ) 県・市町共同徴収対策の実施

項 目	R3 取組	R2 実績
共同文書催告	県民局・県民センターごと	31 市町 39,933 件
税金確保重点月間（12 月）の市町との合同実施	に設置している市町との	合同重点月間の設定 6 地域
地域別市町職員研修	地域別会議で毎年度具体的な実施内容を決定	6 地域で開催、92 人参加

イ 滞納整理の強化

「滞納整理ガイドライン」、「滞納整理マネジメントマニュアル」及び「滞納整理支援システム」を活用し、差押執行分の処理促進、個人事業税の県下一斉催告の実施、自動車税の滞納分の処理促進、課税年度の古い滞納繰越分の集中処理等、催告や差押等による滞納処分等を計画的に進め、収入未済額の縮減を図る。

項 目	R3 取組	R2 実績
R2 年度滞納分の処理促進	①自動車税特別支援班による電話催告 ②自動車税の書面による全県一斉催告(8・10・12・1・3 月) ③個人事業税の文書・電話による全県一斉催告(10・12・1 月催告)	① 催告件数： 6,664 件 ② 催告件数： 92,290 件 計： 98,954 件 徴収額： 1,191,141 千円 ③ 催告件数： 2,071 件 徴収額： 108,286 千円
自動車税現年滞納分の集中処理	抹消・移転分のみの滞納案件の早期集中処理	抹消・移転分のみの滞納案件の早期集中処理 197 件、徴収額 16,202 千円
自動車税滞納繰越 1 年経過分の集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみの滞納案件の早期集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみの滞納案件の早期集中処理 783 件、徴収額 16,688 千円
長期間差押執行分の集中処理	H28 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等を実施	H27 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等の実施 41 件、徴収額等 2,208 千円
高額・困難事案の処理促進	①県民局・県民センター（県税事務所）ごとの税金強化対策本部において、地域の実情に応じた滞納対策を決定し実施 ②税金確保重点月間（12 月）の設定	実施人員 265 人、徴収額 457,743 千円
タイヤロックを活用した自動車の差押え		前提交渉 101 人、装着 4 台（2 台公売）、成果 10,773 千円（うち公売分 832 千円）
搜索による動産の差押え		9 県税事務所、8 箇所実施
インターネット等を活用した公売		7 物件、売却額 890 千円（すべてインターネット公売）

※12 月を税金確保重点月間として市町とも連携し全県的に取組を実施

R2 年度の効果額は上記各実績欄に含む

ウ 軽油引取税の対策

令和2年度は、不正軽油を製造・販売し脱税していた者について、県警や他府県と連携して犯則調査を実施した。現在告発を視野に入れて、押収した資料の精査を行っている。また、令和3年度は、重点実施調査として、昨年度に引き続き免税軽油使用者に対して、免税軽油の不正使用や免税証の譲渡等がないか重点的に調査を実施する。

項 目	R3 取組	R2 実績
摘発の推進	・強制調査で押収した書類の分析を進め、違反の全容解明を図る ・近畿府県や県警等関係機関と連携して、さらに不正軽油の流通阻止に向けて取り組むとともに、悪質業者の摘発を推進	・不正軽油の製造、販売、脱税の疑いのある者に対して、強制調査を実施 ・兵庫県不正軽油対策協議会等を通じ情報交換や啓発広報を実施
重点実施調査	免税軽油使用者への調査と免税制度の適正な運用の徹底 ・昨年度に引き続き軽油の使用数量が多い免税軽油使用者を対象に、免税軽油の不正使用等がないか、重点的に調査を実施 ・免税軽油使用者証や免税証の交付時等の機会を捉え、適正な申請と使用を徹底	免税軽油使用者への調査と免税制度の適正な運用の徹底 ・船舶等使用数量が多い免税軽油使用者を対象に、免税軽油の不正使用等がないか、重点的に調査を実施 ・免税軽油使用者証や免税証の交付時等の機会を捉え、適正な申請と使用を徹底
路上・事業所における抜取調査	近畿府県不正軽油追放強調月間（10月）等で実施	・路上：12回実施 153本抜取（不良1本） 不良分：他府県通報1 ・事業所：275箇所 308本抜取（不良2本） （重点実施調査分を含む） 不良分：他府県通報1、是認1
公共工事現場における抜取調査	県公共工事発注部局と連携して実施	・39箇所で行った ・61本抜取（不良0本）

※ 調査により不良軽油を発見した場合、販売経路等の追跡調査を実施し、購入者への不買指導、販売者への課税処分、他府県への通報等を行う。
特に悪質な者には、告発等を見据えた犯則調査に移行する。

エ 納税環境の整備

昨年11月に導入したスマートフォン決済アプリによる納税やクレジット納税など、多様な納税手法の利用促進に向けた県民広報を推進する。

(2) 課税自主権の活用

本県では、課税自主権を活用し、法人県民税（法人税割）、法人事業税、県民税均等割について、超過課税を実施している。

① 法人県民税（法人税割）超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第9期) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの5年間に開始する事業年度分 (第10期) 令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間に開始する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人
超過税率	(第9期) 4.0%（標準税率3.2%） (第10期) 1.8%（標準税率1.0%）
税収見込	(第9期) 総額150億円程度（令和2年度:13億円） (第10期) 総額170億円程度（令和2年度:13億円）
充当事業	・ 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援 ・ 子育てと仕事の両立支援 ・ 子育て世帯への支援

② 法人事業税超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第9期) 平成28年3月12日から令和3年3月11日までの5年間に終了する事業年度分 (第10期) 令和3年3月12日から令和8年3月11日までの5年間に終了する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または所得金額7,000万円（収入金課税法人については5.6億円）超の法人
超過税率	標準税率（法人事業税と地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度については特別法人事業税）の合算ベース）の1.05倍
税収見込	(第9期) 総額420億円程度（令和2年度:53億円） (第10期) 総額350億円程度（令和2年度:26億円）
充当事業	・ ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造 ・ 稼ぐ力を持つ産業の強化 ・ 環境変化に対応し、挑戦する人材の強化 ・ 地域の魅力で沸き起こる交流の強化 ・ 産業立地基盤整備・防災力の強化

③ 県民緑税（県民税均等割超過課税）

区 分	内 容
実施期間	（第 3 期） 個人：平成 28～令和 2 年度分 法人：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間に開始する事業年度分 （第 4 期） 個人：令和 3～令和 7 年度分 法人：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間に開始する事業年度分
対象	個人：1 月 1 日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準等を下回る等により均等割が課税されない人は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等
超過税率 （標準税率に上乗せ）	個人：800 円（個人県民税均等割額の標準税率は 1,000 円） ※別途、東日本大震災の復興特例加算分として 500 円加算（平成 26～令和 5 年度） 法人：標準税率の均等割額の 10%相当額
税収見込	（第 3 期）総額 120 億円程度（令和 2 年度：26 億円） （第 4 期）総額 120 億円程度
充当事業	・ 災害に強い森づくり ・ 都市の緑化（県民まちなみ緑化事業）

（３）制度改正に向けた国への働きかけ強化（主な項目）

① 国・地方を通じた税制改革の実施

- ア 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施
 - ・ 国と地方の役割分担を踏まえた国・地方間の税源配分のあり方の見直し
- イ 地方税の偏在是正に向けた抜本的改革の実施
 - ・ 地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行うなどの税制の抜本改革の実施
 - ・ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し
 - ・ 法人事業税交付金の不拡大
- ウ 事業活動のデジタル化に対応した地方法人課税の制度検討
 - ・ 事業活動の実態を反映した検討
 - ・ 国際課税の見直しを踏まえた検討

② 地方の税収基盤の確保

- ア 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持
- イ ゴルフ場利用税の堅持等
- ウ 所得格差に対応する税率構造の構築（金融所得課税への累進税率導入の検討）
- エ インボイス制度導入に向けた適切な支援

③ ふるさと納税における適切な制度設計

- ア 制度本来の趣旨を踏まえた返礼品制度廃止の検討
- イ ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止
- ウ 個人住民税の特例控除額の限度額（所得割額の 2 割）の見直し

(参考資料) 令和2年度 県税決算額

(単位：百万円)

区 分 税 目		令 和 2 年 度						
		最 終 予 算 額		調 定 額 (B)	徴 収 額 (C)	徴 収 合 歩 (C) / (B) %	前年度決算対比	
		収 入 額 (A)	前年度決 算対比 %				調 定 %	徴 収 %
地方消費税(清算後)		221,832	113.7	221,832	221,832	100.0	113.7	113.7
個 人 県 民 税		209,398	101.9	218,030	211,216	96.9	102.4	102.8
法人 関係 税	法 人 事 業 税	133,317	91.2	138,921	137,085	98.7	94.9	93.8
	法 人 県 民 税	15,706	69.0	15,821	15,579	98.5	69.2	68.5
	計 ①	149,023	88.2	154,742	152,664	98.7	91.4	90.4
自動 車 関 係 税	自動車税種別割	60,822	99.1	61,481	60,886	99.0	99.1	99.2
	自 動 車 税 環 境 性 能 割	3,866	199.3	3,954	3,954	100.0	203.8	203.8
	軽油引取税	38,790	97.5	39,149	39,048	99.7	97.1	98.2
	計	103,478	96.4	104,584	103,888	99.3	96.3	96.8
そ の 他 税	不動産取得税	14,911	88.3	15,625	15,072	96.5	90.4	89.2
	個 人 事 業 税	7,426	100.9	7,681	7,502	97.7	102.0	101.9
	県 た ば こ 税	5,164	98.2	5,109	5,109	100.0	97.2	97.2
	ゴルフ場利用税	3,178	91.0	3,306	3,260	98.6	94.6	93.3
	県民税利子割	1,628	106.6	1,688	1,681	99.6	110.5	110.1
	狩 猟 税	34	94.1	35	35	100.0	95.3	95.3
	鉦 区 税	11	97.5	10	10	100.0	97.7	97.7
	計	32,352	93.6	33,454	32,669	97.7	95.2	94.5
合 計		716,083	100.7	732,642	722,269	98.6	101.6	101.6

[特別法人事業譲与税を含めた場合]

特別法人事業譲与税 ②	78,816	93.9	78,770	78,770	100.0	93.9	93.9
法人関係税(再計) ① + ②	227,839	90.1	233,512	231,434	99.1	92.2	91.6
合 計(再 計)	794,899	100.0	811,412	801,039	98.7	100.8	100.7

(注) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。